

令和6年度版（令和5年度報告） 保健所活動概況 正誤表

該当項	訂正前	訂正後
P17	（５）海洋危険生物危害防止 目 的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。 根 拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領 内 容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。 被害状況 令和５年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で 40 件（内ハブクラゲは 26 件）だった。	（５）海洋危険生物危害防止 目 的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。 根 拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領 内 容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。 被害状況 令和５年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で <u>42</u> 件（内ハブクラゲは <u>25</u> 件）だった。